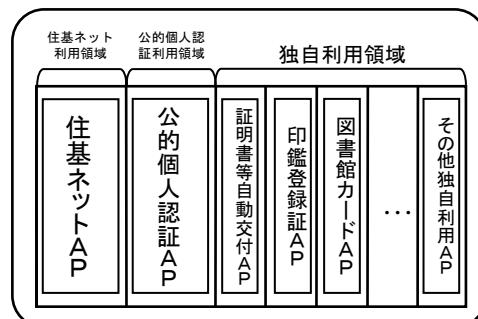


住民基本台帳カード

希望者に住民基本台帳カード(ICカード)を交付



(ICチップ部分のイメージ)



① 日常生活での本人確認に使える。

→写真付きのものは、公的な証明書として利用できる。
(金融機関窓口、携帯電話契約時における本人確認)

② 市町村における本人確認に使える。

→住民票の写しの交付や転入等の際の本人確認。
全国どこでも住民票の写しが交付できる。
転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけ。

③ インターネットを使った電子申請での本人確認に使える。

→電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サービス)の格納媒体になる。(例) e-Taxでの確定申告

④ 市町村内でワンカード化。

→証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に利用できる。

住民基本台帳カードの記載事項等

I 券面記載事項

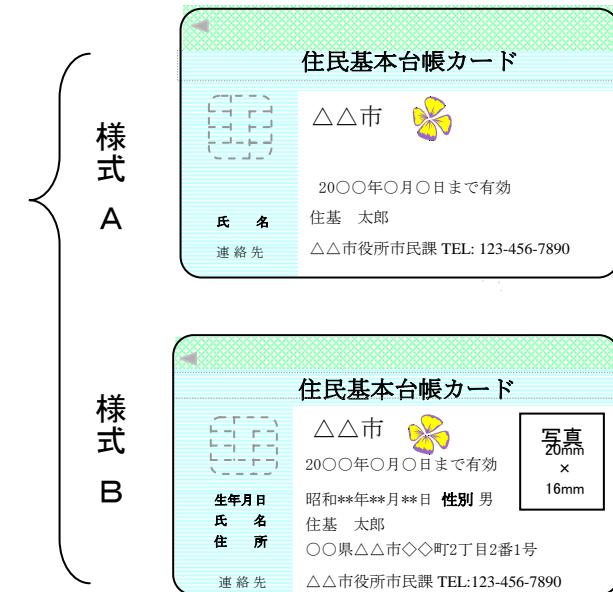
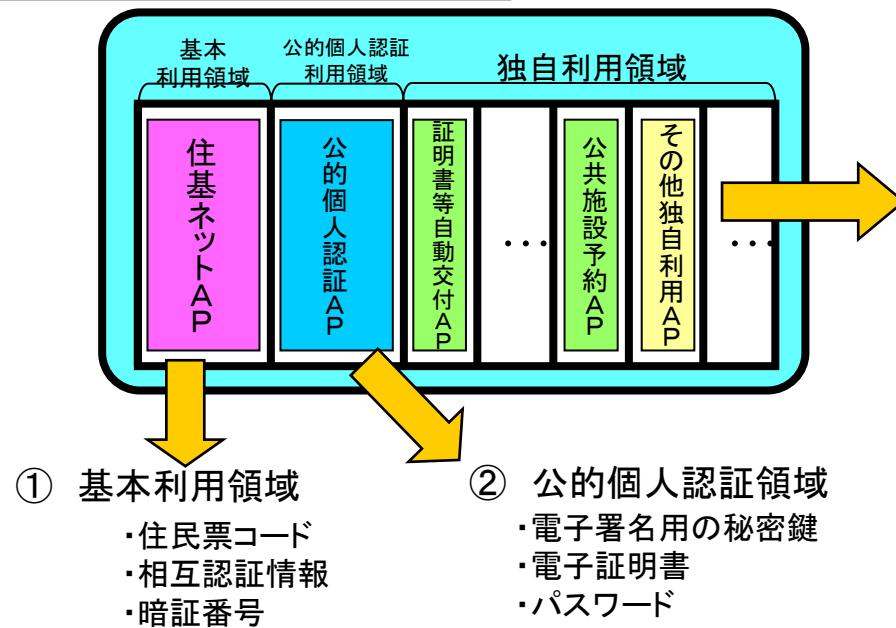
(A) 氏名、住基カードである旨、交付地市町村名、有効期限

希望者はさらに

(B) 生年月日、性別、住所、写真 (→身分証明書)

※ 券面に住民票コードは記載されません。

II ICチップへの記録事項



住民基本台帳カードの交付の流れ

<主な作業項目>

① カード交付申請

本人確認

② 申請内容の審査・システムへの登録

- ・住民から住民基本台帳カード交付申請
- ・本人確認(運転免許証など写真付きの官公署発行の免許証等で確認。これらがない場合は住民基本台帳カードを申請した住民の住所に照会書を送付し、後日、住民がその回答書及び本人確認書類(市町村の交付する敬老手帳など。写真なし可)を持参することにより確認。)

③ カード券面印刷・ICチップへのデータ書き込

- ・住民基本台帳カード表面に氏名、有効期限等を印刷。身分証明書とする場合は、更に、住所、生年月日、性別、写真を印刷。
- ・カードICチップ内に住民票コード、相互認証情報等を記録。

④ 暗証番号設定・カード有効化

本人確認
(即日交付でない場合)

- ・住民が住民基本台帳カードに暗証番号を設定。
- ・暗証番号の設定によりカード利用が可能になる。

- ・即日交付でない場合、住民基本台帳カードを申請した住民の住所に照会書を送付し、窓口で住民の持参した回答書及び本人確認書類により本人確認。

⑤ カード交付

<凡例> 住民と職員が窓口で行う作業
 職員が行う作業

<主な作業内容>